



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

第210期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山
4階「グラン」

[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

目次

■ 第210期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による 議決権行使のお手続きについて	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）6名選任の件	6
第3号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	11
添付書類	
■ 事業報告	12
■ 計算書類	32
■ 連結計算書類	34
■ 監査報告書	36

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- 本定時株主総会におきまして、新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じてまいります。詳しくは同封の「当行第210期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。
- 株主の皆さまの安全を第一に考え、接触感染リスクを避けるため、
お土産の配布をいたしません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 紀陽銀行

証券コード：8370

銀行をこえる銀行へ

KIYO BANK SLOGAN

➤ 経営理念

地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む
堅実経営に徹し、たくましく着実な発展を目指す

➤ 目指す銀行像

「銀行をこえる銀行へ」
～お客さまの期待や地域の壁をこえ、
銀行という枠をこえることを目指します

経営の基本姿勢

- 多様かつ高度な
総合金融サービスのご提供
- 経営基盤の強化
- 地域活性化への貢献

行動指針

- 「お客さまの期待をこえる」
- 「銀行という枠をこえる」
- 「地域の壁をこえる」

ごあいさつ

株主の皆さま方には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表するとともに、罹患されている方々の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

ここに、第210期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

1895年の設立以来、当行は「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、地域の皆さま方とともに125年の歴史を積み重ねてまいりました。昨今の地域社会における課題は多様化しており、持続可能な地域社会の実現に向け、地域金融機関として当行が果たすべき役割は更に重要なものとなっております。

当行は、「第5次中期経営計画」の最終年度を迎え、基本方針「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」の実現を目指し、各施策への取組みを深化させております。引き続き、当行のあらゆる経営資源を活用し、地域のお客さまの満足度向上を最優先とした活動を全役職員一丸となって展開していく所存でございます。

株主の皆さま方には、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



2020年5月

取締役頭取

松岡靖之

株主の皆さまへ

和歌山市本町1丁目35番地

株式会社 紀陽銀行

取締役頭取 松岡靖之

第210期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第210期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使することもできます。この場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山 4階「گران」
[末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。]

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第210期 [2019年4月1日から2020年3月31日まで] 事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 第210期 [2019年4月1日から2020年3月31日まで] 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使



後記（3頁～4頁）の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を下記の行使期限までにご入力ください。

スマートフォンをご利用の株主さま
QRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

【重複行使の取扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」及び「その他」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。



当行ウェブサイト <https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使いただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時まで



QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票（右側）の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

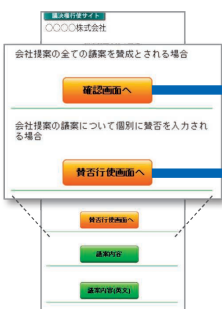
※この方法でのログインは1回に限りです。

1 QRコードを読み取る



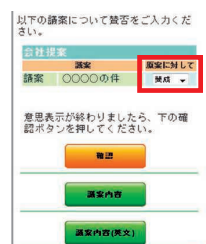
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選択



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

次頁記載のご案内に従ってログインしてください。

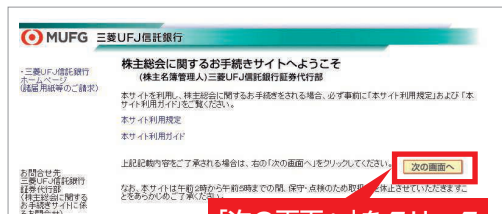
機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



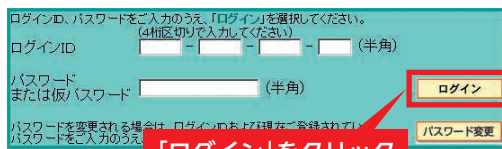
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



！ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと及び収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第210期の業績及び将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円
総額 2,388,883,525円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日（月曜日）

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

また、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況及び業績等に鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※）同委員会は、取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位
1	まつおか やす ゆき 松 岡 靖 之	再 任 代表取締役頭取兼頭取執行役員
2	はらぐち ひろ ゆき 原 口 裕 之	再 任 取締役常務執行役員
3	さきやま かず ひこ 崎 山 和 彦	新 任 上席執行役員
4	まるおか のり お 丸 岡 範 夫	新 任 執行役員
5	の だ しゅう じ 野 田 修 司	新 任 執行役員
6	みぞぶち さかえ 溝 渕 栄	新 任 執行役員



生年月日

1955年10月18日
(64歳)

取締役在任期間

15年

所有する当行の株式数

31,603株

1 まつ おか やす ゆき 松岡 靖之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年 4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任
2002年 6月 経営企画部秘書室長
2002年10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長
2003年 4月 経営企画本部副本部長
2004年 4月 経営企画本部部長
2005年 6月 取締役営業推進本部長
2009年 6月 常務取締役本店営業部長
2012年 6月 常務取締役
2013年 6月 専務取締役
2015年 6月 代表取締役頭取
2016年 6月 代表取締役頭取兼頭取執行役員（現任）
（現在の担当） 業務監査部

【取締役候補者とした理由】

2005年6月より取締役に就任し、2015年6月から代表取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1962年11月25日
(57歳)

取締役在任期間

3年

所有する当行の株式数

8,100株

2 はら ごち ひろ ゆき 原 裕之

再任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年 4月 当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任
2010年 6月 事務システム部長
2012年10月 田辺支店長
2014年 6月 執行役員田辺支店長
2015年 6月 執行役員営業推進本部営業統括部長
2016年 6月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長兼営業企画部長
2016年10月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長
2017年 4月 執行役員
2017年 6月 取締役上席執行役員
2018年 4月 取締役上席執行役員管理本部長
2019年 6月 取締役常務執行役員企画本部長
2020年 4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部長
（現任）
（現在の担当） 東京本部、営業推進本部

【取締役候補者とした理由】

住吉支店長や田辺支店長等を歴任したほか、2017年6月より取締役に就任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、引き続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。



生年月日

1961年10月7日
(58歳)

取締役在任期間

—

所有する当行の株式数

5,768株

[取締役候補者とした理由]

新宮支店長や東和歌山支店長等を歴任したほか、2015年6月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

3 さき やま かず ひ こ 崎 山 和 彦

新 任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1984年 4月 当行入行、営業推進本部リテール営業部部長代理・高野口支店長等を歴任
2009年 6月 融資本部融資部副部長
2011年 6月 新宮支店長
2013年 6月 東和歌山支店長
2015年 6月 執行役員東和歌山支店長
2016年 6月 執行役員事務システム本部長
2016年10月 執行役員事務システム本部長兼事務集中部長
2017年10月 執行役員事務システム本部長
2018年 4月 執行役員東京本部長兼東京支店長
2019年 6月 上席執行役員東京本部長兼東京支店長
2020年 4月 上席執行役員管理本部長（現任）



生年月日

1964年9月23日
(55歳)

取締役在任期間

—

所有する当行の株式数

7,668株

[取締役候補者とした理由]

平野支店長や融資部長等を歴任したほか、2017年4月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

4 ま る お か の り お 丸 岡 範 夫

新 任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1988年 4月 当行入行、大阪中央支店長・平野支店長等を歴任
2013年 6月 リスク統括部長
2014年 6月 経営企画本部戦略企画部長
2015年 6月 融資本部融資部長
2015年10月 融資部長
2017年 4月 執行役員融資部長
2018年 4月 執行役員堺事業部長兼南大阪事業部長
2020年 4月 執行役員営業推進本部長（現任）



生年月日

1965年11月14日
(54歳)

取締役在任期間

—

所有する当行の株式数

5,635株

【取締役候補者とした理由】

東京本部市場営業部長や人事部長等を歴任したほか、2018年6月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

5 のだ しゅうじ 野田 修司

新任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年 4月 当行入行、経営企画本部経営企画部部長代理・経営企画本部人事部部長代理等を歴任
2011年 6月 リスク統括部副部長
2014年 6月 リスク統括部長
2015年 6月 東京本部市場営業部長
2016年 6月 人事部長
2018年 4月 管理本部人事部長
2018年 6月 執行役員管理本部人事部長
2020年 4月 執行役員東京本部長兼東京支店長（現任）



生年月日

1964年12月21日
(55歳)

取締役在任期間

—

所有する当行の株式数

5,233株

6 みぞ ぶち さかえ 溝 渕 栄

新任

● 略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1988年 4月 当行入行、本店営業部課長・八尾南支店長等を歴任
2010年10月 営業推進本部営業統括部副部長
2011年 6月 融資本部融資部副部長
2013年 6月 平野支店長
2015年 4月 営業推進本部地域振興部長
2016年 6月 東和歌山支店長
2016年10月 東和歌山支店連合店統括支店長
2018年 4月 東和歌山支店連合店統括支店長兼和歌山東法人営業部長
2019年 4月 執行役員融資部長
2019年 6月 執行役員融資本部長兼融資部長（現任）
2019年 6月 阪和信用保証株式会社代表取締役社長（現任）
(重要な兼職の状況)
阪和信用保証株式会社代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

営業推進本部地域振興部長や東和歌山支店長等を歴任したほか、2019年4月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役在任期間は、本定時株主総会終結時で記載しております。

(ご参考) 選任後の取締役会の構成 (予定)

氏 名		地 位
【取締役 (監査等委員である取締役を除く。)]		
男性	まつ おか やす ゆき 松 岡 靖 之	代表取締役頭取兼頭取執行役員
男性	はら ぐち ひろ ゆき 原 〇 裕 之	取締役常務執行役員
男性	さき やま かず ひこ 崎 山 和 彦	取締役常務執行役員
男性	まる おか のり お 丸 岡 範 夫	取締役上席執行役員
男性	の だ しゅう じ 野 田 修 司	取締役執行役員
男性	みぞ ぶち さかえ 溝 渕 栄	取締役執行役員
【監査等委員である取締役】		
男性	は いと まさ ひろ 葉 糸 正 浩	取締役監査等委員 (常勤)
男性	にし かわ りゅう じ 西 川 隆 示	取締役監査等委員 (常勤)
男性	みず の はち ろう 水 野 八 朗	社 外 独立役員 取締役監査等委員
女性	にし だ めぐみ 西 田 恵	社 外 独立役員 取締役監査等委員
女性	ほり とも こ 堀 智 子	社 外 独立役員 取締役監査等委員
男性	あ だち もと ひろ 足 立 基 浩	社 外 独立役員 取締役監査等委員

(注) 取締役総数12名のうち、女性は2名であり、その比率は16.6%であります。
また、社外取締役は4名 (いずれも独立役員) であり、その比率は33.3%であります。

【2004年6月退職慰労金制度廃止時以前の在任期間（7年間）に対する金額30,389千円の贈呈】

本総会終結の時をもって任期満了により取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任される片山博臣氏に対しまして、取締役就任日から2004年6月29日までの在任期間中の功労に報いるため、当行における一定の基準に従い、30,389千円の退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈にあたりましては、報酬諮問委員会（※）の審議を経て決定しております。

なお、当行は2004年5月開催の取締役会の決議及び監査役の協議において、2004年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しておりますので、本議案は廃止時までの在任期間（1997年6月から2004年6月までの7年間）における功労に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

また、監査等委員会は本議案について、同氏の在任中の業務執行状況及び業績等に鑑み、妥当であると判断しております。

（※）同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
かた やま ひろ おみ 片 山 博 臣	1997年6月 当行取締役 2001年5月 当行常務取締役 2002年4月 当行代表取締役頭取 2015年6月 当行代表取締役会長（現任）

以 上

添付書類

事業報告 第210期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)**1. 当行の現況に関する事項****(1) 企業集団の事業の経過及び成果等**

当行グループは、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまのさまざまなニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

【国内経済】

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調であったものの、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に大きな影響を与え、先行きも極めて不透明な状況となりました。

金融面では、米中貿易交渉の進展により、昨年末にかけて長期金利が上昇する局面がありましたが、本年に入ってから、新型コロナウイルス感染拡大の影響により金利が低下するとともに、株価が急落しました。年度末は、持ち直しの動きとなり、長期金利は0%近辺、日経平均株価は18,000円台後半となりました。為替市場は、1ドル102円台から112円台と値幅を伴った取引となり、年度末は108円台後半となりました。

【地域経済】

和歌山県経済における生産活動は、全体的に回復の傾向にあり、雇用情勢も昨年に引き続き着実に改善、個人消費にも緩やかな回復の動きがみられました。昨年11月には60歳以上の方を中心としたスポーツと文化の祭典「ねんりんピック紀の国わかやま2019」が開催され、全国からの来場者が約56万人、経済波及効果が約101億円となるなど、県内経済の活性化に寄与しました。また、国内最大級の外国人向け日本情報サイト「ガイジンポット (GaijinPot)」が発表した2020年外国人が訪れるべき日本の観光地ランキングで「熊野地方」が1位に選ばれるなど、和歌山の観光資源に対する海外からの評価が高まりつつあります。



高野山 根本大塔



世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」

大阪府経済は、緩やかな拡大基調となりました。企業部門は、更新投資や、人手不足から生じる省力化投資へのニーズを背景に設備投資は拡大傾向となりました。個人消費は、緩やかに増加しております。また、関西国際空港では、外国人旅客数が前年比110%の1,677万人と過去最高を更新するなど、インバウンド需要は引き続き好調に推移しました。

和歌山県、大阪府においても、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大により、今後の企業の輸出や生産活動、観光、個人消費などへの影響が懸念されます。

【当行グループの業績】

このような状況下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ（お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。）」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

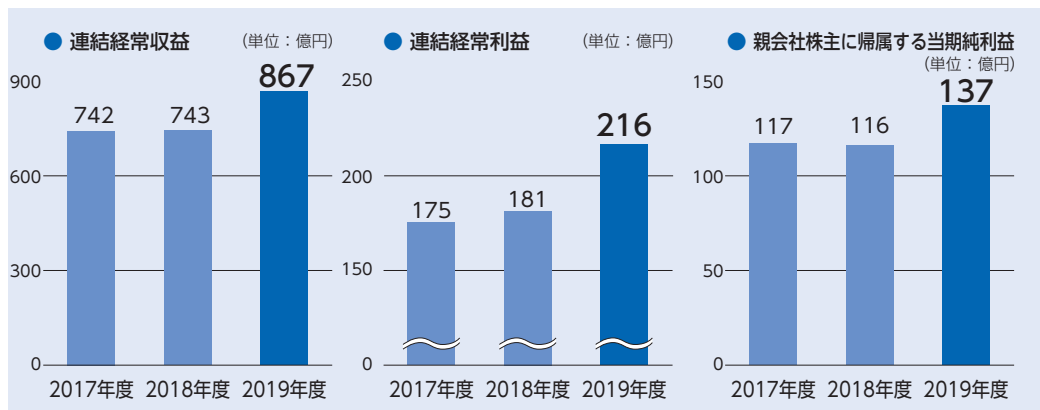
これらの取組みの結果、第210期の決算は次のとおりとなりました。

<決算概要>

連結経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金、役務取引等収益、国債等債券売却益が増加したことなどにより、前期比123億95百万円増加し867億59百万円となりました。

連結経常利益は、経費削減への継続的な取組みなどによる営業経費の減少などにより、前期比35億28百万円増加し216億86百万円となりました。

以上の結果などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20億99百万円増加し137億19百万円となりました。



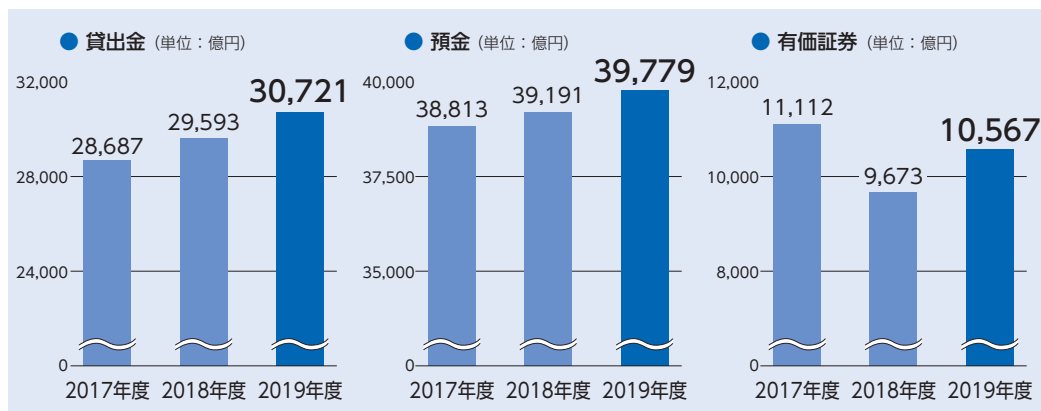
＜主要勘定の状況＞

当期末の主要勘定（連結）の状況は、貸出金が中小企業向け貸出の増加などにより、期中1,127億円増加し3兆721億円となりました。

預金は、期中588億円増加し3兆9,779億円となりました。

有価証券は、期中894億円増加し1兆567億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は9.96%（速報値）となりました。



＜店舗ネットワークの再編＞

当期におきましては、昨年4月に9店舗、本年3月に4店舗をブランチインブランチ（※）方式により移転統合いたしました。（下記表1、表2ご参照）

当行は、店舗ネットワークの再編により店舗運営の更なる効率化を図るとともに、店舗の集約により創出された経営資源を再配置することで、これまで以上に質の高い金融サービスを提供してまいります。

（※）ブランチインブランチとは、1つの拠点内で2つ以上の支店を併設して営業する店舗形態です。

（表1）移転統合日：2019年4月8日

店舗名	移転統合先店舗
和歌山中央支店	橋向支店
桃山出張所 ※	岩出支店
橋本彩の台支店	橋本支店
由良支店 ※	御坊支店
日置支店 ※	朝来支店
古座支店 ※	串本支店
箱作支店 ※	岬支店
泉大津支店	泉北支店
北野田支店	泉ヶ丘支店

（表2）移転統合日：2020年3月9日

店舗名	移転統合先店舗
松ヶ丘支店	堀止支店
印南出張所 ※	御坊支店
太地支店 ※	勝浦支店
本宮支店 ※	新宮支店

※マークが付いた店舗の店舗外現金自動設備は、引き続きご利用いただけます。

<紀陽銀行 SDGs宣言>

当行は、「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」という経営理念のもと、昨年3月に「紀陽銀行 SDGs宣言」を表明し、重点取組項目である「地域社会とのパートナーシップ」、「地域経済の持続的な成長への貢献」、「多様な人材の活躍推進」に基づく取組みを推進しております。

SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略。誰一人取り残さない、あらゆる人が幸せに暮らし続けられる持続可能な社会の実現に向け、国連加盟国193カ国が2030年までに達成するために掲げた共通の目標。社会・経済・環境の課題を網羅しており、17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される。

<「地域社会とのパートナーシップ」に基づく取組み>

「地域社会とのパートナーシップ」に基づく具体的な取組みといたしましては、「紀陽CSR私募債」、「紀陽健康経営応援私募債」、「紀陽SDGs私募債」を取り扱い、お取引先さまのSDGsに係る各種お取組みを支援しております。

また、当行グループ会社である紀陽リース・キャピタル株式会社の社員2名がSDGsの本質を学ぶカードゲーム「2030 SDGs」の公認ファシリテーター資格を取得しました。行内研修やお客さま向けセミナーにおいて「2030 SDGs」を実施することで、地域社会へのSDGsの浸透を図ってまいります。



カードゲーム「2030 SDGs」

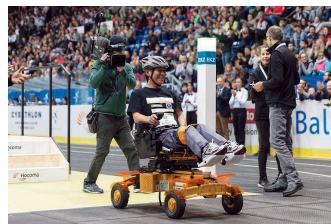
更に、昨年7月に和歌山市が「SDGs未来都市」に選定され、本年1月に地域におけるSDGs達成に向けた取組み推進につなげることを目的に「和歌山市SDGs推進ネットワーク」が設立されました。当行は幹事として本ネットワークの中心的な役割を担うことで、地域の皆さまとのパートナーシップを強化し、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

<「地域経済の持続的な成長への貢献」に基づく取組み>

昨年4月に営業支援部内に「コンサルティング営業室」を設置し、「人事・労務関連」、「システム関連」、「事業計画策定支援」のコンサルティング業務を拡充いたしました。また、本年1月より人材紹介業務を開始し、当行が窓口となってニーズに応じた適切な人材をご紹介するなど、お取引先さまの経営課題解決を支援する体制を強化いたしました。

そのほか、各種セミナーの開催やクラウドファンディングのご紹介により、お取引先さまの経営課題解決や販路開拓・PRを支援しております。各種セミナーにつきましては、昨年6月に食品関連事業者向けの「HACCP義務化」対応支援セミナーを開催し、60社のお取引先さまにご参加いただきました。昨年12月には、当行と和歌山県の共催により「医療機関向けBCP（事業継続計画）策定セミナー」を開催し、36名（24病院）の病院関係者の方々にご参加いただきました。

クラウドファンディングにつきましては、和歌山大学で初となる取組み「目指せ世界の頂上！障害者アスリートの祭典 サイバスロン」や、地方公共団体の取組み（海南市の鈴木屋敷を再生・復元するプロジェクト及び有田川町の有田川鉄道公園の線路を修復するプロジェクト）を支援いたしました。



サイバスロン 前回大会

ITの活用によるお客さまの利便性向上のため、昨年4月には通帳レス口座「紀陽スマート通帳（略称：スマ通帳。）」をリリースいたしました。本商品は、通帳を発行しない紙資源に配慮した商品であり、紀陽銀行公式アプリ「紀陽スマートアプリ（略称：キヨスマ!）」を通じ最大25ヶ月間の入出金明細をご確認いただけます。また、「キヨスマ!」につきましても、本年1月より複数口座に対応するなど、利便性を向上させており、ご利用者数は本年3月末現在で7万名さまを超えご好評をいただいております。



紀陽スマート通帳「スマ通帳。」



紀陽スマートアプリ「キヨスマ!」

また、昨年7月に「紀陽インターネット投資信託」及び「紀陽モバイル・インターネットバンキング」のサービスを統合し、多様なサービスを一元的にご提供できるようにいたしました。

＜「多様な人材の活躍推進」に基づく取り組み＞

昨年5月に和歌山大学及び当行グループ会社である紀陽情報システム株式会社と「データサイエンス分野における連携協力に関する協定」を締結し、地域におけるAI人材の育成を推進しております。本年2月には、和歌山大学の学生に対し、データ関連人材育成プログラムを提供いたしました。

また、昨年10月に「紀陽銀行 健康経営宣言」を表明し、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境の整備に努めております。在宅勤務制度やパブリッククラウドサービス「Office 365」の導入により従業員の柔軟な働き方を実現し、ワーク・ライフ・バランスの充実に継続的に取り組んできた結果、本年3月には「健康経営優良法人2020」に認定されました。



更に、本年3月、和歌山市に「紀陽研修センタービル」が完成いたしました。当ビルには充実した研修設備や行員が自由に使用できる自習室を備えており、更なる人材育成の強化を図ることで、より質の高いサービスの提供を実現します。



紀陽研修センタービル

＜その他のSDGs達成に向けた取り組み＞

社会貢献活動といたしまして、和歌山県が展開する「企業の森」事業への参画や世界遺産熊野古道の参詣道修復などの環境保全活動に加え、高校生向けの金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」の提供や全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」の和歌山大会開催など、地域の金融教育にも注力しております。また、当行の女子バスケットボールチーム「紀陽ハートビーツ」は、地元小中高校生を対象としたバスケットボールクリニックを定期的に行い、スポーツを通じて地域社会の皆さまへ貢献しています。



バスケットボールクリニック

当行は、こうした活動の継続及び新たな活動の展開により、今後も地域社会とともに持続的に成長していくことに努めてまいります。

【対処すべき課題】

当行グループでは、2018年4月から2021年3月までの3年間を計画期間とした「第5次中期経営計画」に取り組んでおります。

本計画では、「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」を基本方針と定め、「中小企業取引において圧倒的競争力を有する地方銀行を目指す」を主要テーマとして掲げるとともに、以下の主要戦略への取組みを通じて「どんな課題にも本気で向き合い、お客さまの期待をこえる銀行」となることをお約束いたします。

主要戦略①**Action** ～中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデルの深化～

当行グループが最も力を発揮できる領域である「中小企業取引」に経営資源を集中的に投下することにより、さまざまな資金ニーズに素早く的確にお応えできる営業活動を実現してまいります。

また、お客さまのさまざまな課題に寄り添い、解決策を提供する「本業支援」や地元企業オーナーさまへの高度な金融サービスの提供等、お客さまの満足度向上に資する営業活動に努めることで、持続可能なビジネスモデルである「中小企業向け貸出を起点としたビジネスモデル」を更に深化させてまいります。

主要戦略②**Change** ～競争力を拡大する新しい営業体制の構築～

主要戦略①で掲げた取組みを支える体制整備として、「中小企業取引」における金融サービスの更なる高度化を実現する営業店体制の構築や本部支援機能の強化等に取り組んでまいります。

並行して業務効率化（BPR）への取組みを通じて生産性の向上を図ることで、「お客さまとの接点強化と高度な提案体制の両立」を実現してまいります。

当行グループは、上記に掲げる「第5次中期経営計画」の遂行により、本業の強化を通じた「持続可能なビジネスモデル」の確立と、健全な経営基盤の確保に努めてまいります。

また、当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動及び社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	754	742	743	867
経 常 利 益	135	175	181	216
親会社株主に帰属する当期純利益	110	117	116	137
包 括 利 益	66	143	93	△107
純 資 産 額	2,179	2,292	2,339	2,202
総 資 産	48,704	46,727	45,853	47,281

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	38,299	38,894	39,277	39,876
定期性預金	18,078	16,925	15,839	15,125
その他	20,221	21,968	23,438	24,750
社 債	100	100	—	—
貸 出 金	28,205	28,762	29,680	30,843
個人向け	8,139	8,285	8,456	8,781
中小企業向け	11,906	12,211	12,932	13,687
その他	8,159	8,265	8,291	8,373
商 品 有 価 証 券	1	0	0	0
有 価 証 券	13,080	11,135	9,710	10,605
国 債	3,948	2,520	2,290	1,973
地 方 債	2,507	2,210	1,784	1,998
その他	6,624	6,405	5,635	6,633
総 資 産	48,612	46,618	45,741	47,235
内 国 為 替 取 扱 高	300,553	316,646	312,588	322,517
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,498	百万ドル 1,566	百万ドル 1,828	百万ドル 1,733
経 常 利 益	百万円 12,145	百万円 15,656	百万円 16,945	百万円 20,349
当 期 純 利 益	百万円 10,204	百万円 10,506	百万円 10,902	百万円 12,898
1株当たり当期純利益	円 銭 145 97	円 銭 151 32	円 銭 158 28	円 銭 189 65

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	2,191人	327人	2,233人	308人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、当年度末において執行役員11人、嘱託及び臨時雇員1,054人並びに出向者77人を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,191人	2,233人
平 均 年 齢	38年00月	37年11月
平 均 勤 続 年 数	14年10月	14年10月
平 均 給 与 月 額	317千円	319千円

(注) 1. 使用人数は、就業者数で記載しており、当年度末において執行役員11人、嘱託及び臨時雇員1,034人並びに出向者139人を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
和 歌 山 県	68	(7)	68	(7)
大 阪 府	40	(ー)	40	(ー)
奈 良 県	2	(ー)	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)	1	(ー)
合 計	111	(7)	111	(7)

(注) 1. 和歌山県の営業所数の中には、インターネット支店1か店を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を164か所、そのほか、株式会社ローソン銀行との提携により13,330か所、株式会社セブン銀行との提携により23,623か所、株式会社イオン銀行との提携により5,351か所、株式会社ステーションネットワーク関西との提携により107か所、株式会社イーネットとの提携により12,349か所の店舗外現金自動設備をそれぞれ設置しております。

② 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 1. 当年度において、プランチンプランチ方式による店舗の移転統合を実施いたしました。詳細につきましては14頁の<店舗ネットワークの再編>をご参照ください。
2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備5か所を廃止いたしました。
- ・イオンモール大阪ドームシティ出張所（大阪市西区）
 - ・有田川町役場共同出張所（有田郡有田川町）
 - ・トークタウン出張所（岸和田市）
 - ・和歌山県庁共同出張所（和歌山市）
 - ・高島屋泉北店出張所（堺市南区）
3. 次の店舗外現金自動設備について、2020年4月8日に廃止いたしました。
- ・マツゲン吉備店出張所（有田郡有田川町）
4. 店舗の新設について、2020年7月15日に中小企業取引に特化した店舗を紀陽大阪ビル7階（大阪市北区堂島2-1-43）に開設を予定しております。
5. 次の2店舗について、2020年10月5日にプランチンプランチ方式による移転統合を予定しております。

店舗名	移転統合先店舗・住所	
水道路支店	宮北支店	和歌山市黒田185番地の3 (2020年10月5日に和歌山市黒田251番地へ新築移転予定)
太田出張所		

③ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の一覧

該当事項はありません。

□. その他

銀行業以外のその他の事業につきましては、次頁の「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	3,471
そ の 他	219
合 計	3,691

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	本部施設等の新設	2,714
	事務機器	276

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2249番地	事務代行業務	2003年9月30日	60百万円	100%	－
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	1979年7月11日	480百万円	100%	－
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山市中之島 2249番地	リース業務 ベンチャーキャ ピタル業務	1996年1月9日	150百万円	63.3% (13.3%)	－
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード 業務	1990年9月5日	60百万円	100%	－
株式会社紀陽カード ディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード 業務	1990年9月5日	90百万円	100%	－
紀陽情報システム株式会社	和歌山市中之島 2240番地	電子計算機関連 業務	1985年2月1日	80百万円	50%	－

- (注) 1. 紀陽リース・キャピタル株式会社と紀陽情報システム株式会社は、銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の()内は間接所有の比率であります。
3. 当行の連結対象子会社は6社であります。
- 当期の連結経常収益は86,759百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は13,719百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン銀行、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職
片 山 博 臣	(代表取締役) 取締役会長	
松 岡 靖 之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員 業務監査部担当	
竹 中 義 人	取締役専務執行役員 管理本部長、融資本部担当	
日 野 和 彦	取締役常務執行役員 事務システム本部長、営業支援本部担当	
吉 村 宗 一	取締役常務執行役員 リスク統括部担当	
原 口 裕 之	取締役常務執行役員 企画本部長、東京本部担当	
葉 糸 正 浩	取締役監査等委員(常勤)	
西 川 隆 示	取締役監査等委員(常勤)	
水 野 八 朗	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士水野法律事務所代表
西 田 恵	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同 パートナー弁護士
堀 智 子	取締役監査等委員(社外取締役)	堀公認会計士事務所代表
足 立 基 浩	取締役監査等委員(社外取締役)	国立大学法人和歌山大学副学長

- (注) 1. 取締役監査等委員(社外取締役)水野八朗氏、西田恵氏、堀智子氏、足立基浩氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員(社外取締役)堀智子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役監査等委員葉糸正浩氏及び西川隆示氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うためであります。

4. 2020年4月1日付で次のとおり取締役の担当の変更を行いました。

氏 名	地位及び担当
竹 中 義 人	取締役専務執行役員 融資本部担当
日 野 和 彦	取締役常務執行役員 事務システム本部担当
吉 村 宗 一	取締役常務執行役員 管理本部担当
原 口 裕 之	取締役常務執行役員 経営企画本部長兼人事部長、 東京本部、営業推進本部担当

【ご参考】当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当
明 樂 泰 彦	常務執行役員 和歌山事業部長
安 行 一 浩	常務執行役員 本店営業部長
崎 山 和 彦	上席執行役員 東京本部長兼東京支店長
山 本 敏 樹	上席執行役員 営業支援本部長
横 山 達 慶	上席執行役員 大阪事業部長
楠 本 真 也	執行役員 大阪支店長
丸 岡 範 夫	執行役員 堺事業部長兼南大阪事業部長
山 本 啓 之	執行役員 堺支店長
野 田 修 司	執行役員 人事部長
溝 淵 栄	執行役員 融資本部長兼融資部長
朝 本 悦 宏	執行役員 営業戦略部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員を除く）	7名	198
取締役（監査等委員）	9名	61
計	16名	260

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記「報酬等」には、株式報酬型ストック・オプション報酬額160万円を含めております。
また、取締役1名の使用人としての報酬200万円は含めておりません。
3. 上記「支給人数」及び「報酬等」には、2019年6月27日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)3名を含めております。
4. 2017年6月29日開催の第207期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は年額500百万円以内、この報酬等とは別に株式報酬型ストック・オプション報酬等の限度額が年額500百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は年額100百万円以内と決議されております。
5. 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下のとおりと定め、本方針に基づき報酬の額を決定しております。
- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会（※）の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定し、取締役（監査等委員）については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員）の協議により決定する。
 - ・取締役（監査等委員を除く）の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
 - ・取締役（監査等委員）の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。
- (※) 同委員会は、役員等の報酬決定に際し、プロセス及び取締役会機能の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が過半数を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 野 八 朗	当行は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。
西 田 恵	
堀 智 子	
足 立 基 浩	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
水 野 八 朗	弁護士水野法律事務所代表
西 田 恵	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士
堀 智 子	堀公認会計士事務所代表
足 立 基 浩	国立大学法人和歌山大学副学長

(注) 社外取締役が兼職している他の法人等と当行との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
水 野 八 朗	6年6か月	取締役会 17回中17回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
西 田 恵	2年9か月	取締役会 17回中17回出席 監査等委員会 14回中14回出席	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
堀 智 子	9か月	取締役会 12回中12回出席 監査等委員会 10回中10回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、当行の財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。
足 立 基 浩	9か月	取締役会 12回中11回出席 監査等委員会 10回中9回出席	主に大学教授としての豊富な経験・見識と地方創生分野の専門的見地から、発言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	23	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記「支給人数」及び「銀行からの報酬等」には、2019年6月27日開催の第209期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2015年7月27日 ③ 新株予約権の数 60個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式6,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2045年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	4名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2016年7月29日 ③ 新株予約権の数 108個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式10,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日から2046年7月29日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	5名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2017年7月31日 ③ 新株予約権の数 81個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式8,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2017年8月1日から2047年7月31日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名
	① 名称 株式会社紀陽銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2018年7月27日 ③ 新株予約権の数 97個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式9,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2018年7月28日から2048年7月27日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2019年7月26日 ③ 新株予約権の数 111個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式11,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2049年7月26日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称 株式会社紀陽銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 2019年7月26日 ③ 新株予約権の数 153個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式15,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2049年7月26日 ⑥ 権利行使価額（1株あたり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	11名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 小幡 琢哉 指定有限責任社員 北口 信吾	72	(注) 2、3

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額64百万円について同意の判断をいたしました。
3. 非監査業務として、非居住者に係る金融口座情報交換のための報告制度及び外国口座税務コンプライアンス法対応に係る指導・助言業務、AML/CFT態勢に関する現状分析等支援業務、AML/CFTに関する役員研修並びにキャッシュレス・消費者還元事業に関する合意された手続業務を委託しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は72百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

計算書類

第210期末貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	507,738	預金	3,987,606
現金	53,996	当座預金	205,043
預け金	453,742	普通預金	2,132,918
買入金銭債権	688	貯蓄預金	27,335
商品有価証券	45	通知預金	8,852
商品国債	45	定期預金	1,512,599
有価証券	1,060,537	その他の預金	100,858
国債	197,342	譲渡性預金	69,563
地方債	199,825	債券貸借取引受入担保金	161,505
社債	210,861	借入金	249,051
株式	44,817	借入金	249,051
その他の証券	407,688	外国為替	217
貸出金	3,084,322	売渡外国為替	39
割引手形	14,955	未払外国為替	177
手形貸付	88,008	その他負債	36,856
証書貸付	2,613,024	未払法人税等	2,601
当座貸越	368,335	未払費用	1,977
外国為替	3,726	前受収益	1,446
外国他店預け	2,914	金融派生商品	2,049
買入外国為替	90	金融商品等受入担保金	401
取立外国為替	721	リース債務	512
その他資産	29,237	資産除去債務	788
前払費用	198	その他の負債	27,079
未収収益	2,462	役員退職慰労引当金	30
先物取引差入証拠金	1,052	睡眠預金払戻損失引当金	791
金融派生商品	2,488	偶発損失引当金	408
金融商品等差入担保金	150	繰延税金負債	671
その他の資産	22,885	再評価に係る繰延税金負債	3
有形固定資産	34,338	支払承諾	8,845
建物	13,872	負債の部合計	4,515,552
土地	18,038		
リース資産	512	(純資産の部)	
建設仮勘定	36	資本金	80,096
その他の有形固定資産	1,878	資本剰余金	1,286
無形固定資産	3,053	資本準備金	259
ソフトウェア	2,748	その他資本剰余金	1,027
その他の無形固定資産	304	利益剰余金	124,298
前払年金費用	11,340	利益準備金	6,555
支払承諾見返	8,845	その他利益剰余金	117,743
貸倒引当金	△ 20,301	繰越利益剰余金	117,743
		自己株式	△ 3,885
		株主資本合計	201,797
		その他有価証券評価差額金	6,093
		繰延ヘッジ損益	△ 7
		土地再評価差額金	7
		評価・換算差額等合計	6,092
		新株予約権	130
		純資産の部合計	208,020
資産の部合計	4,723,572	負債及び純資産の部合計	4,723,572

第210期損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	77,795
資金運用収益	48,363
貸出金利息	33,085
有価証券利息配当金	14,883
コールローン利息	6
預け金利息	289
その他の受入利息	98
役務取引等収益	12,064
受入為替手数料	2,976
その他の役務収益	9,087
その他業務収益	10,900
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	10,139
国債等債券償還益	167
金融派生商品収益	592
その他の業務収益	0
その他経常収益	6,467
償却債権取立益	1,348
株式等売却益	4,020
その他の経常収益	1,098
経常費用	57,446
資金調達費用	3,866
預金利息	637
譲渡性預金利息	5
コールマネー利息	△ 44
債券貸借取引支払利息	2,884
借用金利息	11
金利スワップ支払利息	372
その他の支払利息	△ 0
役務取引等費用	5,388
支払為替手数料	543
その他の役務費用	4,845
その他業務費用	10,620
外国為替売買損	175
国債等債券売却損	10,445
営業経費	32,643
その他経常費用	4,927
貸倒引当金繰入額	107
貸出金償却	1,245
株式等売却損	2,435
株式等償却	102
その他の経常費用	1,035
経常利益	20,349
特別利益	94
固定資産処分益	94
特別損失	1,566
固定資産処分損	52
減損損失	1,513
税引前当期純利益	18,878
法人税、住民税及び事業税	4,922
法人税等調整額	1,057
法人税等合計	5,979
当期純利益	12,898

連結計算書類

第210期末連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	507,968	預金	3,977,940
買入金銭債権	688	譲渡性預金	59,563
商品有価証券	45	債券貸借取引受入担保金	161,505
有価証券	1,056,793	借入金	249,051
貸出金	3,072,120	外国為替	217
外国為替	3,726	その他負債	48,012
その他資産	48,796	退職給付に係る負債	28
有形固定資産	34,678	役員退職慰労引当金	30
建物	13,873	睡眠預金払戻損失引当金	791
土地	18,030	偶発損失引当金	408
リース資産	346	繰延税金負債	1,515
建設仮勘定	36	支払承諾	8,845
その他の有形固定資産	2,390	負債の部合計	4,507,910
無形固定資産	3,386	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,891	資本金	80,096
リース資産	78	資本剰余金	3,074
その他の無形固定資産	417	利益剰余金	130,571
退職給付に係る資産	13,510	自己株式	△ 3,983
繰延税金資産	597	株主資本合計	209,759
支払承諾見返	8,845	其他有価証券評価差額金	6,299
貸倒引当金	△ 22,991	繰延ヘッジ損益	△ 7
		退職給付に係る調整累計額	1,510
		その他の包括利益累計額合計	7,802
		新株予約権	130
		非支配株主持分	2,564
		純資産の部合計	220,256
資産の部合計	4,728,166	負債及び純資産の部合計	4,728,166

第210期連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	86,759
資金運用収益	48,353
貸出金利息	33,076
有価証券利息配当金	14,882
コールローン利息及び買入手形利息	6
預け金利息	289
その他の受入利息	98
役務取引等収益	14,535
その他業務収益	16,764
その他経常収益	7,106
償却債権取立益	1,870
その他の経常収益	5,235
経常費用	65,072
資金調達費用	3,867
預金利息	637
譲渡性預金利息	5
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 44
債券貸借取引支払利息	2,884
借入金利息	11
その他の支払利息	373
役務取引等費用	4,825
その他業務費用	15,316
営業経費	34,974
その他経常費用	6,088
貸倒引当金繰入額	244
その他の経常費用	5,844
経常利益	21,686
特別利益	95
固定資産処分益	95
特別損失	1,567
固定資産処分損	53
減損損失	1,513
税金等調整前当期純利益	20,214
法人税、住民税及び事業税	5,298
法人税等調整額	1,113
法人税等合計	6,412
当期純利益	13,802
非支配株主に帰属する当期純利益	82
親会社株主に帰属する当期純利益	13,719

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 宗 勝 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 幡 琢 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 口 信 吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 宗 勝 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 幡 琢 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 口 信 吾 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 紀陽銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	葉	糸	正	浩	㊞
常勤監査等委員	西	川	隆	示	㊞
監査等委員	水	野	八	朗	㊞
監査等委員	西	田		恵	㊞
監査等委員	堀		智	子	㊞
監査等委員	足	立	基	浩	㊞

(注) 監査等委員水野八朗、監査等委員西田恵、監査等委員堀智子及び監査等委員足立基浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図

場所

和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

- ・本定時株主総会におきまして、新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じてまいります。詳しくは同封の「当行第210期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。
- ・株主の皆さまの安全を第一に考え、接触感染リスクを避けるため、**お土産の配布をいたしません**。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通
機関



バスをご利用の場合



JR和歌山駅・南海本線和歌山市駅より
和歌山バスにて「公園前バス停留所」下車徒歩1分



徒歩の場合



南海本線と和歌山市駅より約15分

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車で越しの
場合、会場駐車場（和歌山ロイヤルパーキング）が満車の場合は、「市営中
央駐車場」をご利用いただきたくお願い申し上げます。ダイワロイネットホ
テル和歌山 4階「グラン」の株主総会「受付」にてお車で越しの旨をお申
し出ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。